

昭和六三年(オ)第四三六号 メモ採取不許可国家賠償請求事件

個別意見要旨

〔四ツ谷裁判官意見〕

一 筆記行為は、情報等の撰取の補助としてなされる限り、憲法二一条一項の規定の精神に照らし尊重されるべきことは、多数意見のとおりである。しかし、法廷における傍聴人のメモについては、それが見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値するとし、故なく妨げられてはならないとする多数意見の説示には、賛同することができない。

二 法廷は、いわゆる公共の場所ではなく、事件を審理、裁判するための場であ

ることは、いうまでもなく、そこにおいては、冷静に真実を探究し、厳正に法令を適用して、適正かつ迅速な裁判を実現することが最優先されるべきであり、傍聴人が、その自由な意思によつて、裁判長の主宰の下に裁判が行われる法廷に入り、裁判官及び訴訟関係人の活動を見聞するにすぎない立場にあることにかんがみれば、傍聴人の行為も、裁判長の裁量によつて規制されて、然るべきものである。メモを取る行為も、その例外ではない。したがつて、傍聴人の法廷におけるメモを許容することが要請されているとすべき憲法その他法令上の根拠は、これを見出すことができない。

傍聴人が法廷においてメモを取る自由は、法的に保護された利益とまでいうことはできず、本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく、失当である。

三 公正かつ円滑な訴訟の運営の観点からしても、傍聴人のメモをその自由に任

せることは妥当を欠く。

法廷において傍聴人がメモを取っていた場合、証人や被告人に微妙な心理的影響を与え、真実を述べることが躊躇させるおそれがあり、しかも、そのために法廷に真実が現れなかつた場合には、当該事件の裁判に取り返しのない影響を及ぼすこととなつてしまう。また、傍聴人がメモを取っている法廷においては、厳肅であるべきその雰囲気は乱されるなどし、心を集中すべき真実の探究に支障を生じるおそれもないわけではない。

法廷の状況を記述した文書が、傍聴人が法廷において取つたメモに基づいて作成したものとして、頒布された場合には、それが正確なものであつたとしても、世人に対しあたかもその内容が真実であるかのような印象を与えかねないし、このような事態を事前に防止することは不可能であり、しかも一旦世人に与えられた印象

は、容易に払拭することができない。

法廷におけるメモを傍聴人の自由に任せ、特に必要のあるときにこれを禁止する措置を講ずることとした場合には、例外的に禁止の措置を執つた法廷において、その措置をめぐつて紛糾し、円滑な訴訟の運営が妨げられるに至る危惧が十分にある。

したがつて、これまでも、少なからざる裁判長が、傍聴人のメモにつきいわゆる許可制を採用し、傍聴人がメモを取ることを一般的に禁止した上、それを希望する傍聴人から申出があるときは、その傍聴の目的、証人、被告人の年齢、性格、当該事件の内容、当該公判期日に予定されている手続等を考慮して、メモを取ることによる弊害のおそれがないと認められる場合に限り、これを許容するという措置を執つてきているが、現時点における法廷の実状からすれば、このような措置を執つていくことが一つの妥当な方策ではないかと考える。この許否を決するに当たつては、

当該傍聴人のメモを取ろうとする目的など、その個別的事情についても十分に配慮すべきであることはいうまでもない。

四 裁判、特に刑事裁判は、厳粛な雰囲気に含まれた法廷で行われてこそ、その使命を十分に果たすことができ、ひいては裁判に対する世人の信頼をも確保することができるのである。